

住所異動の手続きのご案内

卒業や入学、転勤と異動の多い時期となりました。そこで住所の異動とその他の関係手続きについてご案内します。不明な点はあらかじめ問い合わせしてから手続きをしてください。

問合せ先 函市民窓口グループ
☎52-1111(内線214・218)

転入届・転出届・転居届

- ・届出場所…市役所市民窓口グループ
- ・届出人…本人もしくは同一世帯の家族
- ※同一世帯の家族以外が窓口にお越しの場合、**委任状と異動者本人の身分を証明するもの(免許証など)**が必要になります。
- ※平日の午後5時15分以降および土・日曜日、祝日、は住所異動の届出はできません。



種類	どんなときに	届出期間	手続きに必要なもの
転入届	ほかの市町村から高浜市への住所異動	新住所に実際に住み始めた日から14日以内	転出証明書(旧住所地でとってきてください。)、印鑑、本人確認書類(免許証など)
転出届	高浜市からほかの市町村への住所異動	あらかじめ転出前に届けてください	印鑑、本人確認書類(免許証など)
転居届	市内での住所異動	新住所に実際に住み始めた日から14日以内	印鑑、本人確認書類(免許証など)

※各種届出に伴う必要なものの詳細は、一覧表で確認してください。住基カードを所有している方は事前に問い合わせてください。

住所異動に伴うそのほかの手続き

項目	手続きに必要なもの	問合せ先	
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者証(転出・転居の場合) ・印鑑 ※転出の場合、転出(予定)日で資格がなくなります。 	市民窓口グループ 国民健康保険担当 (市役所1階：窓口10番) ☎52-1111(代) (内線261・262)	
国民年金	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金手帳 	市民窓口グループ 年金担当 (市役所1階：窓口10番) ☎52-1111(代)(内線216)	
年金受給者	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑 ・年金証書 		
後期高齢者医療	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・印鑑 	市民窓口グループ 医療担当 (市役所1階：窓口9番) ☎52-1111(代)(内線227)	
子ども医療 母子家庭等医療 障害者医療 精神障害者医療 後期高齢者福祉医療	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証(転出・転居の場合) ・印鑑 ・健康保険被保険者証 ※所得証明書・各種障がい者手帳が必要な場合があります。 		
児童手当	必要なもの		転入 転居 転出
	・印鑑		○ ○ ○
	・預金通帳または振込先などが分かるもの	○ ○ ○	
	・健康保険被保険者証の写し	○ ○ ○	
・児童手当用所得証明書	○ ○ ○	子ども育成グループ (市役所3階：窓口25番) ☎52-1111(代)(内線362) ※詳しくは問い合わせてください。	